

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(1) 2
- 世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(2) ... 2
- 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例(3) 3
- 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(4) 3

規 則

- 世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則(16) 3
- 世田谷区規則における押印の省略に関する規則(17) 3
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(18) 3
- 世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則(19) 4
- 世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(20) 4
- 世田谷区死体解剖保存法施行規則の一部を改正する規則(21) 4
- 世田谷区医療法施行細則の一部を改正する規則(22) 4
- 世田谷区臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(23) 4
- 世田谷区あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(24) 4
- 世田谷区柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則(25) 4
- 世田谷区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則(26) 4
- 世田谷区医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(27) 4
- 世田谷区覚醒剤取締法施行規則の一部を改正する規則(28) 5
- 世田谷区密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(29) ... 5
- 世田谷区みどりの基本条例施行規則の一部を改正する規則(30) 5

訓 令 甲

- 世田谷区保健所処務規程の一部改正(4) 6
- 世田谷区勤務訓令の一部改正(5) ... 6
- 世田谷区保健所処務規程の一部改正(6) 6
- 世田谷区公文書管理規程の一部改

- 正(7) 7
- 告 示
- 世田谷区立駐車場条例に基づく使用料の収納事務委託の変更の告示(73) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示(74) 7
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の告示(75) 7
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(76) 8
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(77) 8
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(78) 8
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(79) 8
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(80) 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(81) 8
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(82) 8
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(83) 8
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(84) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(85) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(86) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(87) 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(88) 8
- 世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則に基づく臨時運行許可番号標の失効の告示(89) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(90) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(91) 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(92) 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(93) 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(94) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(95) 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告

- 示(96) 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(97) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(98) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(99) 10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(100) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(101) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(102) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(103) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(104) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(105) 10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(106) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(107) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(108) 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(109) 11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(110) 11
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(111) 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(112) 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(113) 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(114) 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(115) 11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(116) 11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(117) 12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(118) 12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(119) 12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(120) 12
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(121) 12
- 令和3年第1回世田谷区議会定例会招集の告示(122) 12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(123) 12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(124) 12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(125) 12
- 介護保険法に基づく指定居宅介護

支援事業の廃止の届出の告示(126) …12	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(155) ……15	9号の一部を訂正する公告(23) ……18
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(127) …13	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(156) ……15	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(24) ……18
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(128) ……13	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(157) ……16	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(25) ……19
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(129) ……13	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(158) ……16	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(26) ……19
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(130) ……13	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(159) ……16	○建築基準法に基づく一団地の区域等の認定の取消しの公告(27) ……19
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(131) ……13	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(160) ……16	告 示(選)
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(132) ……13	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示(161) ……16	○世田谷区選挙管理委員会会計年度任用職員の報酬の額の告示(1) ……19
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(133) ……13	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(162) ……16	告 示(農)
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(134) ……13	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(163) ……16	○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(2) ……19
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(135) ……13	○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(164) ……16	
○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(136) ……13	公 告	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(137) ……14	○マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく事業計画縦覧の公告(6) ……16	
○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立兵庫島公園の区域変更の告示(138) ……14	○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告(7) ……16	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(139) ……14	○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写真の送付に伴う関係図書縦覧の公告(8) ……16	世田谷区条例第1号
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(140) ……14	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(9) ……17	世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(141) ……14	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(10) ……17	世田谷区条例第2号
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(142) ……14	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(11) ……17	世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
○世田谷区特別区税条例に基づく特別区民税の申告期限の延長の告示(143) ……14	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の縦覧の公告(12) ……17	世田谷区条例第3号
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(144) ……14	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告(13) ……17	世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(145) ……14	○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画の変更案の縦覧の公告(14) ……17	世田谷区条例第4号
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(146) ……14	○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写真の送付に伴う関係図書縦覧の公告(15) ……17	世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
○道路法に基づく特別区道路線の供用廃止の告示(147) ……14	○都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写真の送付に伴う関係図書縦覧の公告(16) ……17	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(148) ……15	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(17) ……17	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(149) ……15	○都市計画法に基づく都市計画決定案縦覧の公告(18) ……18	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(150) ……15	○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(19) ……18	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(151) ……15	○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(20) ……18	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(152) ……15	○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(21) ……18	
○建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示(153) ……15	○不動産の最高価申込者等決定の公告(22) ……18	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(154) ……15	○令和3年2月15日世田谷区公告第	

条 例

次に掲げる条例を公布する。
令和3年2月26日
世田谷区長 保坂展人

- 世田谷区条例第1号**
世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第2号**
世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第3号**
世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区条例第4号**
世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の25」を「100分の20」に改める。

第2条 世田谷区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の20」を「100分の25」に、「100分の180」を「100分の177.5」に、「100分の185」を「100分の182.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

世田谷区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区監査委員の給与等に関する条例(平成4年3月世田谷区条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項各号列記以外の部分中「100分の25」を「100分の20」に改める。

第2条 世田谷区監査委員の給与等に関する

る条例の一部を次のように改正する。
第5条第3項各号列記以外の部分中「100分の20」を「100分の25」に、「100分の180」を「100分の177.5」に、「100分の185」を「100分の182.5」に改める。

附則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「100分の25」を「100分の20」に改める。

第2条 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「100分の20」を「100分の25」に、「100分の180」を「100分の177.5」に、「100分の185」を「100分の182.5」に改める。

附則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「100分の25」を「100分の20」に改める。

第2条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「100分の20」を「100分の25」に、「100分の180」を「100分の177.5」に、「100分の185」を「100分の182.5」に改める。

附則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和3年2月10日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第16号

世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則

世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則

世田谷区物品管理規則（昭和60年3月世田谷区規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1 世田谷保健所生活保健課生活保健担当係長（生活保健課長が指定する者）

の項の次に次のように加える。

世田谷保健所住民接種調整担当課
住民接種調整担当係長（住民接種調整担当課長が指定する者）

世田谷保健所接種体制整備担当課
接種体制整備担当係長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和3年2月26日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第17号

世田谷区規則における押印の省略に関する規則

世田谷区規則第18号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第19号

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第20号

世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区規則第21号

世田谷区死体解剖保存法施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第22号

世田谷区医療法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第23号

世田谷区臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第24号

世田谷区あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第25号

世田谷区柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第26号

世田谷区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第27号

世田谷区医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第28号

世田谷区覚醒剤取締法施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第29号

世田谷区密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

世田谷区規則第30号

世田谷区みどりの基本条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則における押印の省略に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、世田谷区の規則（以

下「区規則」という。）により区民等に押印を求めることとしている申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）について、その押印を省略することができるようにすることにより、行政手続の簡素化を図り、もって区民等の負担を軽減することを目的とする。

(押印の省略)

第2条 区規則により区民等に押印を求めることとしている申請書等であって、次の各号のいずれかに該当すると区長が認めたものについては、押印を求めないことができる。

- (1) 認印による押印で受理することができるもの
- (2) 押印すべき者がその氏名を自署するもの
- (3) その提出に当たって、本人確認に係る書類の提出を併せて行う必要があるもの

(適用除外)

第3条 次に掲げる申請書等のうち、区長が認めたものについては、前条の規定は、適用しない。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくはその職務と関連を有する公益に関する団体の定めるところにより押印が義務付けられている申請書等
- (2) 契約に関する申請書等
- (3) 印影の照合が必要である申請書等

附則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第34号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

第7条 令和元年度に第24条の4第2項各号に掲げる年齢に達した職員における同項の規定の適用については、同項中「翌年度」とあるのは、「翌年度又は翌々年度」とする。

2 第24条の4第3項の規定による承認に係る期間が令和2年度となる者（同項第1号又は第2号に掲げる者に限る。）における同項第1号及び第2号の規定の適用については、これらの規定中「翌年度」とあるのは、「翌年度又は翌々年度」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則
 世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則(昭和59年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「総所得金額」の次に「(所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。」を加え、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、270,000円

第5条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者については、350,000円

第1号様式を次のように改める。
 様式省略

第7号様式中「㊟」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1号様式及び第7号様式の改正規定並びに附則第3項の規定は、令和3年3月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第5条の規定は、令和3年8月以後の月分の世田谷区心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)の支給の制限について適用し、同月前の月分の手当の支給の制限については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
 世田谷区立保育園条例の一部を改正する条例(令和2年9月世田谷区条例第46号)の施行期日は、令和3年4月1日とする。

世田谷区死体解剖保存法施行規則の一部を改正する規則
 世田谷区死体解剖保存法施行規則(平成12年3月世田谷区規則第51号)の一部を次のように改正する。

様式中「㊟」を削り、

生年月日
性 別

を

年 月 日
男 ・ 女

に改める。

年 月 日

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区死体解剖保存法施行規則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区医療法施行細則の一部を改正する規則
 世田谷区医療法施行細則(平成9年3月世田谷区規則第62号)の一部を次のように改正する。

第1号様式第1面、第2号様式裏面以外の部分、第3号様式第1面、第5号様式裏面以外の部分、第7号様式裏面以外の部分、第8号様式第1面、第9号様式第1面、第10号様式第1面、第11号様式、第12号様式、第14号様式から第16号様式まで、第17号様式裏面以外の部分、第19号様式裏面以外の部分、第21号様式、第22号様式、第22号の2様式裏面以外の部分、第25号様式第1面、第26号様式第1面、第27号様式第1面、第28号様式第1面、第29号様式裏面以外の部分、第30号様式第1面及び第31号様式から第36号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区医療法施行細則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
 世田谷区臨床検査技師等に関する法律施行細則(平成9年3月世田谷区規則第64号)の一部を次のように改正する。

第2号様式第1面及び第3号様式から第6号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区臨床検査技師等に関する法律施行細則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当

分の間、修正して使用することができる。

世田谷区あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
 世田谷区あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則(平成9年3月世田谷区規則第65号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第6号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則
 世田谷区柔道整復師法施行細則(平成9年3月世田谷区規則第66号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区柔道整復師法施行細則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則
 世田谷区歯科技工士法施行細則(平成9年3月世田谷区規則第63号)の一部を次のように改正する。

第1号様式裏面以外の部分及び第2号様式から第4号様式までの規定中「㊟」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区歯科技工士法施行細則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
 世田谷区医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成9年3月世田谷区規則第67号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第3号様式中「㊟」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区覚醒剤取締法施行規則の一部を改正する規則

世田谷区覚醒剤取締法施行規則(平成17年3月世田谷区規則第60号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第4号様式までの規定中「**㊦**」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区覚醒剤取締法施行規則の規定に基づき作成された様式用の紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

世田谷区密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則(平成11年12月世田谷区規則第114号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「**㊦**」を削り、「権利者氏名・印」を「関係権利者氏名」に、「1 関係権利者」を「1 署名した関係権利者」に、「2 関係権利者の印鑑登録証明書を添えてください。」を「2 署名した関係権利者の印鑑登録証明書を添えてください。」に改める。

第2号様式中「**㊦**」を削る。

第5号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 建替計画認定通知書」を「注 1 建替計画認定通知書」に、「3 認定建替計画」を「2 認定建替計画」に改める。

第8号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削る。

第9号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 建替計画認定通知書(変更認定を受け書)を添えてください。た場合にあつては、認定建替計画変更認定通知書」を「注 建替計画認定通知書(変更)を添えてください。認定を受けた場合にあつては、認定建替計画変更認定通知書」に改める。

第11号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 認定建替計画に係る建築物の建替えに必要権原を取得したことを証明する書類(づく地位を承継したことを証明する書類)」を「注 認定建替計画に係る建築物の建替えに必要な権原を取得したことを証明する書類(づく地位を承継したことを証明する書類)」に改める。

第19号様式中「**㊦**」を削り、「権利者氏名・印」を「関係権利者氏名」に、「3 関係権利者の印鑑登録証明書を添えてください。」を「3 署名した関係権利者の印鑑登録証明書を添えてください。」に改める。

第20号様式中「**㊦**」を削る。

第25号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 居住安定計画認定通知書を添えてください。」を「注 1 居住安定計画認定通知書を添えてください。」に改める。

第9号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 建替計画認定通知書(変更認定を受け書)を添えてください。た場合にあつては、認定建替計画変更認定通知書」を「注 建替計画認定通知書(変更)を添えてください。認定を受けた場合にあつては、認定建替計画変更認定通知書」に改める。

第11号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 認定建替計画に係る建築物の建替えに必要権原を取得したことを証明する書類(づく地位を承継したことを証明する書類)」を「注 認定建替計画に係る建築物の建替えに必要な権原を取得したことを証明する書類(づく地位を承継したことを証明する書類)」に改める。

第19号様式中「**㊦**」を削り、「権利者氏名・印」を「関係権利者氏名」に、「3 関係権利者の印鑑登録証明書を添えてください。」を「3 署名した関係権利者の印鑑登録証明書を添えてください。」に改める。

第20号様式中「**㊦**」を削る。

第25号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 居住安定計画認定通知書を添えてください。」を「注 1 居住安定計画認定通知書を添えてください。」に改める。

第25号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 居住安定計画認定通知書を添えてください。」を「注 1 居住安定計画認定通知書を添えてください。」に改める。

第25号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 居住安定計画認定通知書を添えてください。」を「注 1 居住安定計画認定通知書を添えてください。」に改める。

第25号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 居住安定計画認定通知書を添えてください。」を「注 1 居住安定計画認定通知書を添えてください。」に改める。

第25号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 居住安定計画認定通知書を添えてください。」を「注 1 居住安定計画認定通知書を添えてください。」に改める。

第25号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 居住安定計画認定通知書を添えてください。」を「注 1 居住安定計画認定通知書を添えてください。」に改める。

第25号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 居住安定計画認定通知書を添えてください。」を「注 1 居住安定計画認定通知書を添えてください。」に改める。

第25号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 居住安定計画認定通知書を添えてください。」を「注 1 居住安定計画認定通知書を添えてください。」に改める。

書を添えてください。」に、「3 認定居住安定計画」を「2 認定居住安定計画」に改める。

第30号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削る。

第31号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 居住安定計画認定通知書(変更認定を受け書)を添えてください。けた場合にあつては、認定居住安定計画変更認定通知書(変更)を添えてください。更認定を受けた場合にあつては、認定居住安定計画変更認定通知書(変更)を添えてください。」に改める。

第33号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 認定居住安定計画の実施に必要な権原をあつては、居住安定計画の認定に基づく地ください。取得したことを証明する書類(一般承継人位を承継したことを証明する書類)を添えてください。」に改める。

第33号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 認定居住安定計画の実施に必要な権原をあつては、居住安定計画の認定に基づく地ください。取得したことを証明する書類(一般承継人位を承継したことを証明する書類)を添えてください。」に改める。

第33号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 認定居住安定計画の実施に必要な権原をあつては、居住安定計画の認定に基づく地ください。取得したことを証明する書類(一般承継人位を承継したことを証明する書類)を添えてください。」に改める。

第33号様式中「**㊦**」及び「注 1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を削り、「2 認定居住安定計画の実施に必要な権原をあつては、居住安定計画の認定に基づく地ください。取得したことを証明する書類(一般承継人位を承継したことを証明する書類)を添えてください。」に改める。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区みどりの基本条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区みどりの基本条例施行規則(平成17年4月世田谷区規則第77号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「ものに」を「もの(同項第2号及び第3号に掲げるものを除く。)」に改める。

第36条第4項に次の2号を加える。

- (1) 東京都風致地区条例第3条第3項の規定による協議を経て行う樹木の伐採
(2) 東京都風致地区条例第4条の規定による通知に係る同条各号に掲げる行為を行うための樹木の伐採

第17号様式を次のように改める。様式省略

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
2 この規則による改正後の第36条第4項

世田谷区公報

<p>第11号及び第12号の規定は、施行日以後に行う樹木の伐採について適用する。</p> <p>3 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区みどりの基本条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。</p>	<p style="text-align: center;">保 健 所</p> <p style="text-align: center;">世田谷区保健所処務規程（昭和62年8月世田谷区訓令第52号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">令和3年2月1日</p> <p style="text-align: center;">世田谷区長 保坂展人</p> <p>第4条第2項中「副参事」を「参事又は副参事」に改める。</p> <p>第5条第2項中「副所長」の次に「及び参事」を加える。</p> <p>第6条中第8項を第9項とし、第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第2項</p>	<p>の次に次の1項を加える。</p> <p>3 参事は、上司の命を受け、担任の事務を掌理する。</p> <hr/> <p>◎世田谷区訓令第5号</p> <p style="text-align: center;">庁 中 一 般</p> <p style="text-align: center;">世田谷区勤務訓令（令和2年4月世田谷区訓令第41号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">令和3年2月1日</p> <p style="text-align: center;">世田谷区長 保坂展人</p> <p>別表住民接種班の項を次のように改める。</p>
<p>訓 令 甲</p> <hr/> <p>◎世田谷区訓令第4号</p> <p style="text-align: center;">庁 中 一 般</p>		

<p>住民接種班</p>	<p>班長 世田谷保健所長</p> <p>副班長 総合支所長のうち区長が指定する者</p> <p>副班長 総合支所保健福祉センター所長のうち区長が指定する者</p> <p>副班長 保健福祉政策部長</p> <p>副班長 保健福祉政策部次長</p> <p>副班長 世田谷保健所副所長</p>	<p>世田谷総合支所地域振興課</p> <p>世田谷総合支所区民課</p> <p>世田谷総合支所地域調整課</p> <p>世田谷総合支所街づくり課</p> <p>世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課</p> <p>世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課</p> <p>世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課</p> <p>世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課</p> <p>北沢総合支所地域振興課</p> <p>北沢総合支所区民課</p> <p>北沢総合支所街づくり課</p> <p>北沢総合支所拠点整備担当課</p> <p>北沢総合支所保健福祉センター生活支援課</p> <p>北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課</p> <p>北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課</p> <p>北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課</p> <p>玉川総合支所地域振興課</p> <p>玉川総合支所区民課</p> <p>玉川総合支所地域施設整備担当課</p> <p>玉川総合支所街づくり課</p> <p>玉川総合支所保健福祉センター生活支援課</p> <p>玉川総合支所保健福祉センター保健福祉課</p> <p>玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課</p> <p>玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課</p> <p>砧総合支所地域振興課</p> <p>砧総合支所区民課</p> <p>砧総合支所街づくり課</p> <p>砧総合支所保健福祉センター生活支援課</p> <p>砧総合支所保健福祉センター保健福祉課</p> <p>砧総合支所保健福祉センター健康づくり課</p> <p>砧総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課</p> <p>烏山総合支所地域振興課</p> <p>烏山総合支所区民課</p> <p>烏山総合支所街づくり課</p> <p>烏山総合支所保健福祉センター生活支援課</p> <p>烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課</p> <p>烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課</p> <p>烏山総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課</p> <p>世田谷保健所健康企画課</p> <p>世田谷保健所感染症対策課</p> <p>世田谷保健所地域保健課</p> <p>世田谷保健所生活保健課</p>
--------------	--	---

<p>◎世田谷区訓令第6号</p> <p style="text-align: center;">庁 中 一 般</p> <p style="text-align: center;">保 健 所</p> <p>世田谷区保健所処務規程（昭和62年8月世田谷区訓令第52号）の一部を次のように改正する。</p> <p style="text-align: center;">令和3年2月9日</p> <p style="text-align: center;">世田谷区長 保坂展人</p>	<p>第3条第1項の表中「生活保健課」を</p> <p>生活保健課</p> <p>住民接種調整担当課 に改める。</p> <p>接種体制整備担当課」</p> <p>第4条第1項中「及び副所長」を「、副所長及び住民接種担当部長」に改める。</p> <p>第5条第2項中「副所長」の次に「、住民接種担当部長」を加える。</p>	<p>第6条中第9項を第10項とし、第3項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。</p> <p>3 住民接種担当部長は、上司の命を受け、担任の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>第7条中「各課」の次に「(住民接種調整担当課及び接種体制整備担当課を除く。)」を加え、同条の表感染症対策課の部予防接</p>
---	---	---

種担当係長の項第1号中「地域保健課住民接種担当係長」を「住民接種調整担当課住民接種調整担当係長又は接種体制整備担当課接種体制整備担当係長」に改め、同表地域保健課の部地域保健調整係の項第6号を削り、同部住民接種担当係長の項を削り、同条に次の1項を加える。

2 住民接種担当部長、住民接種調整担当課及び住民接種調整担当係長並びに接種体制整備担当課及び接種体制整備担当係長の分掌事務又は担当事務は、次のとお

りとする。

住民接種調整担当課
住民接種調整担当係長
(1) 新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種に関すること。

接種体制整備担当課
接種体制整備担当係長
(1) 新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種の実施体制に関すること。

第8条中「副所長」の次に「、住民接種

担当部長」を加え、「おおむね別表」を「副所長の担当事案にあつてはおおむね別表第1のとおりとし、住民接種担当部長の担当事案にあつてはおおむね別表第2」に改める。

第9条の表副所長の項中「副所長」の次に「又は住民接種担当部長」を加える。

別表中4の部を削り、5の部を4の部とし、6の部を5の部とし、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2 (第8条関係)

1 住民接種調整担当課

件名	区長決定	副区長決定	所長決定	住民接種担当部長決定	課長決定
1 新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種に関すること。			1 新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種を実施すること。	1 新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種に係る計画を策定すること。	1 新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種に係る調整に関すること。

2 接種体制整備担当課

件名	区長決定	副区長決定	所長決定	住民接種担当部長決定	課長決定
1 新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種の実施体制に関すること。			1 新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種の実施体制の整備を行うこと。	1 新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種の実施体制の整備に係る計画を策定すること。	1 新型コロナウイルス感染症ワクチン住民接種の実施体制の整備に係る調整に関すること。

附則

この訓令は、令和3年2月10日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第7号

庁 中 一 般
 総 合 支 所
 児 童 相 談 所
 保 健 所
 出 張 所
 事 業 所

世田谷区公文書管理規程(令和2年4月世田谷区訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

令和3年2月16日

世田谷区長 保坂展人

第19条第3項中「担当の課長」を「区政情報課長」に改める。

第25条第2項第2号ただし書中「又は副区長」を削り、「最上位の職位にある者」を「その担任に係る副区長」に改める。

第35条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる文書については、公印の押印を省略することができる。

(1) 対内文書

(2) 前号に掲げるもののほか、公印を押印しないことについて特に理由があると認められる文書

附則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第73号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき委託した世田谷区立駐車場条例(平成15年3月世田谷区条例第6号)第8条に規定する使用料の収納の事務について、委託内容を次のとおり変更したので告示する。

令和3年2月1日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社ジンダイ東京本社

(2) 所在地 東京都世田谷区上北沢五丁目45番10号

2 委託する施設及び委託期間

(1) 施設名 世田谷区立世田谷区役所駐車場

(2) 委託期間 (変更前) 令和2年4月1日から令和3年1月31日まで

(変更後) 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

◎世田谷区告示第74号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和3年2月1日

世田谷区長 保坂展人

1 事業者の名称 株式会社亀右衛門

2 主たる事務所の所在地 東京都世田

3 事業所の名称	谷区三軒茶屋一丁目35番1号 亀右衛門相談支援事業所
4 事業所の所在地	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目35番1号三軒茶屋ゴールデンビル203
5 事業所番号	1331204840
6 事業の種類	特定相談支援事業
7 事業の主たる対象者	特定なし
8 指定の年月日	令和3年2月1日

◎世田谷区告示第75号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和3年2月1日

世田谷区長 保坂展人

1 事業者の名称	株式会社亀右衛門
2 主たる事務所の所在地	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目35番1号
3 事業所の名称	亀右衛門相談支援事業所
4 事業所の所在地	東京都世田

	谷区三軒茶屋一丁目35番1号三軒茶屋ゴールデンビル203
5 事業所番号	1371200997
6 事業の種類	障害児相談支援事業
7 事業の主たる対象者	特定なし
8 指定の年月日	令和3年2月1日

◎世田谷区告示第76号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年2月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第77号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年2月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第78号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年2月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第79号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年2月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第80号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年2月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第81号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
43-D551-02
- 2 変更の区間
世田谷区千歳台六丁目628番1
- 3 変更の区域
延長 13.92メートル
幅員 0.00メートルから
0.28メートルまで
面積 1.90平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月1日

◎世田谷区告示第82号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和3年2月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第83号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和3年2月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第84号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和3年2月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第85号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区駒沢二丁目983番9の内
- 3 変更の区域
延長 8.25メートル
幅員 0.50メートルから
0.59メートルまで
面積 4.53平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和3年2月2日

◎世田谷区告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上馬二丁目25番14の内
- 3 変更の区域
延長 9.43メートル
幅員 0.16メートルから
0.19メートルまで
面積 1.69平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月3日

◎世田谷区告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷三丁目483番18
- 3 変更の区域
延長 17.90メートル
幅員 0.18メートル
面積 3.27平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月3日

◎世田谷区告示第88号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-D341-03
- 2 変更の区間
世田谷区世田谷一丁目154番3の内から154番10の内まで
- 3 変更の区域
延長 11.25メートル
幅員 0.00メートルから
0.27メートルまで
面積 2.22平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月3日

◎世田谷区告示第89号

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条の規定に基づき許可貸与した次の臨時運行許可番号標は、回収不能によりこれを失効としたので、世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則(平成4年7月世田谷区規則第86号)第9条の規定に基づき告示する。

令和3年2月4日

世田谷区長 保坂展人

回収不能によるもの
 砧総合支所許可分
 品川68-75

◎世田谷区告示第90号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区等々力三丁目72番7の内
- 3 変更の区域
延長 10.26メートル
幅員 0.19メートル
面積 1.97平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月4日

◎世田谷区告示第91号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区上馬二丁目18番26から18番25の内まで
(2) 世田谷区上馬二丁目18番28の内から18番41の内まで
- 3 変更の区域
(1) 延長 5.41メートル
幅員 0.15メートルから0.18メートルまで
面積 0.92平方メートル
(2) 延長 5.05メートル
幅員 0.16メートル
面積 0.82平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月4日

◎世田谷区告示第92号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規

定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年2月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
22-G253
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区上北沢二丁目922番地先無番から925番地先無番まで
(新) 世田谷区上北沢二丁目922番地先無番から925番地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和3年2月5日

◎世田谷区告示第93号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
43-D601-04
- 2 変更の区間
世田谷区砧八丁目90番17の内から91番32の内まで
- 3 変更の区域
延長 30.90メートル
幅員 0.26メートルから0.87メートルまで
面積 17.49平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月5日

◎世田谷区告示第94号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-G053
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢八丁目272番12から272番13まで
- 3 変更の区域
延長 31.66メートル
幅員 0.25メートルから0.66メートルまで
面積 14.71平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月5日

◎世田谷区告示第95号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区深沢七丁目26番25
- 3 変更の区域
延長 61.94メートル
幅員 0.50メートル
面積 31.30平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月8日

◎世田谷区告示第96号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和3年2月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
フルール・ガーデン
- 2 事業所の所在地
千葉県市原市ちはら台東四丁目11番20号
- 3 事業者の名称
株式会社合の家
- 4 廃止届受理年月日
令和3年1月29日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第97号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和3年2月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
デイサービスクローバー参宮橋
- 2 事業所の所在地
東京都渋谷区代々木四丁目22番7号
- 3 事業者の名称
株式会社CLOVER
- 4 廃止届受理年月日
令和3年1月29日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第98号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月8日

世田谷区公報

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 (1) 40-1
 (2) 28-1

2 変更の区間
 (1) 世田谷区砧六丁目277番32
 (2) 世田谷区砧六丁目277番33

3 変更の区域
 (1) 延長 20.43メートル
 幅員 0.44メートルから
 0.63メートルまで
 面積 11.99平方メートル
 (2) 延長 32.16メートル
 幅員 2.01メートルから
 2.72メートルまで
 面積 80.27平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年2月8日

◎世田谷区告示第99号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年2月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年2月9日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 45-2

2 変更の区間
 世田谷区弦巻二丁目36番17の内

3 変更の区域
 延長 8.68メートル
 幅員 0.15メートルから
 0.21メートルまで
 面積 1.59平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年2月9日

◎世田谷区告示第100号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。
 この関係図面は、令和3年2月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年2月9日
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
 21-G161

2 一部を廃止する起終点
 (旧) 世田谷区松原二丁目694番6地先無番から696番3地先無番まで
 (新) 世田谷区松原二丁目694番6地先無番から696番10地先無番まで

3 廃止の期日
 令和3年2月9日

◎世田谷区告示第101号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年2月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年2月9日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 40-1

2 変更の区間
 世田谷区北沢三丁目594番26

3 変更の区域
 延長 2.00メートル
 幅員 1.33メートルから
 1.35メートルまで
 面積 2.69平方メートル

◎世田谷区告示第102号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年2月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年2月9日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区上馬五丁目112番18

3 変更の区域
 延長 13.67メートル
 幅員 0.14メートルから
 0.23メートルまで
 面積 2.80平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年2月9日

◎世田谷区告示第103号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年2月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年2月9日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 (1) 28-1
 (2) 28-1

2 変更の区間
 (1) 世田谷区北沢五丁目828番7の内
 (2) 世田谷区北沢五丁目828番7の内

3 変更の区域
 (1) 延長 9.20メートル
 幅員 0.22メートルから
 0.30メートルまで
 面積 2.46平方メートル
 (2) 延長 11.37メートル
 幅員 0.19メートルから
 0.34メートルまで
 面積 3.99平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年2月9日

◎世田谷区告示第104号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次

のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年2月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年2月9日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区経堂一丁目147番20の内から147番17地先無番まで

3 変更の区域
 延長 13.00メートル
 幅員 0.00メートルから
 1.07メートルまで
 面積 11.90平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年2月9日

◎世田谷区告示第105号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年2月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年2月9日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区三宿一丁目110番2の内

3 変更の区域
 延長 11.22メートル
 幅員 0.47メートルから
 0.59メートルまで
 面積 5.94平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年2月9日

◎世田谷区告示第106号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。
 この関係図面は、令和3年2月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年2月9日
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
 22-G182

2 廃止する起終点
 世田谷区八幡山一丁目96番6地先無番から96番7地先無番まで

3 廃止の期日
 令和3年2月9日

◎世田谷区告示第107号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年2月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年2月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂三丁目42番37地先無番
- 3 変更の区域
延長 16.85メートル
幅員 0.82メートルから
1.03メートルまで
面積 16.10平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月9日

◎世田谷区告示第108号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年2月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年2月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷三丁目431番5の内
- 3 変更の区域
延長 21.78メートル
幅員 1.49メートルから
1.52メートルまで
面積 33.21平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月10日

◎世田谷区告示第109号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年2月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年2月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上馬二丁目737番8の内
- 3 変更の区域
延長 11.27メートル
幅員 0.18メートルから
0.20メートルまで
面積 2.21平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月10日

◎世田谷区告示第110号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年2月10日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年2月10日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-D148-07
- 2 変更の区間
世田谷区上馬二丁目737番8の内
- 3 変更の区域
延長 9.61メートル
幅員 0.65メートルから
0.68メートルまで
面積 6.43平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月10日

◎世田谷区告示第111号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。
この関係図面は、令和3年2月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年2月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
26-18
- 2 供用開始の区間
世田谷区大原二丁目1285番15の内から1293番13の内まで
- 3 供用開始の区域
延長 91.25メートル
幅員 4.00メートルから
4.92メートルまで
面積 416.09平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月12日

◎世田谷区告示第112号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年2月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年2月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
26-18
- 2 変更の区間
世田谷区大原二丁目1285番15の内
- 3 変更の区域
延長 0.46メートル
幅員 4.50メートル
面積 2.08平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月12日

◎世田谷区告示第113号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年2月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年2月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1

- 2 変更の区間
世田谷区弦巻五丁目585番6
- 3 変更の区域
延長 2.95メートル
幅員 0.69メートルから
0.77メートルまで
面積 2.17平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月12日

◎世田谷区告示第114号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年2月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年2月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
7-13
- 2 変更の区間
世田谷区北鳥山一丁目990番1
- 3 変更の区域
延長 31.86メートル
幅員 0.25メートル
面積 8.11平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月12日

◎世田谷区告示第115号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年2月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年2月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
10-31
- 2 変更の区間
世田谷区北鳥山一丁目990番7
- 3 変更の区域
延長 23.42メートル
幅員 0.69メートルから
0.77メートルまで
面積 17.25平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月12日

◎世田谷区告示第116号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年2月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和3年2月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
41-G029
- 2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区北鳥山三丁目1168番20地先無番から1168番3地先

無番まで
(新) 世田谷区北烏山三丁目1168番
20地先無番から1168番21地先
無番まで

3 廃止の期日
令和3年2月12日

◎世田谷区告示第117号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和3年2月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
41-G029-01
- 2 指定する起終点
世田谷区北烏山三丁目1183番13地先無番から1168番24地先無番まで
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第118号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区三軒茶屋二丁目236番30の内
- 3 変更の区域
延長 5.49メートル
幅員 0.00メートルから
0.53メートルまで
面積 1.48平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月12日

◎世田谷区告示第119号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区豪徳寺一丁目1878番10の内
- 3 変更の区域
延長 10.29メートル
幅員 0.62メートルから
0.67メートルまで
面積 6.68平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和3年2月12日

◎世田谷区告示第120号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
33-9
- 2 変更の区間
世田谷区北沢五丁目752番19の内
- 3 変更の区域
延長 11.25メートル
幅員 0.33メートルから
0.36メートルまで
面積 4.10平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月12日

◎世田谷区告示第121号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年2月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2857号
- 2 指定変更年月日 令和3年2月10日
- 3 指定変更の位置 世田谷区駒沢二丁目1033番16の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 申請者氏名 山中 亮

◎世田谷区告示第122号

令和3年第1回世田谷区議会定例会を下記により招集する。

令和3年2月15日

世田谷区長 保坂展人
記

- 1 招集する年月日 令和3年2月24日(水)午後1時
- 2 招集する場所 世田谷区議会議場

◎世田谷区告示第123号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区経堂二丁目303番8
- 3 変更の区域
延長 6.86メートル

- 幅員 0.18メートル
- 面積 1.25平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和3年2月15日

◎世田谷区告示第124号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 45-10
(2) 41-34
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区世田谷三丁目1038番10の内
(2) 世田谷区世田谷三丁目1038番10の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 7.51メートル
幅員 0.16メートルから
0.21メートルまで
面積 1.48平方メートル
(2) 延長 4.66メートル
幅員 0.10メートルから
0.11メートルまで
面積 0.54平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月15日

◎世田谷区告示第125号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区大蔵一丁目263番5
- 3 変更の区域
延長 21.72メートル
幅員 0.61メートルから
0.65メートルまで
面積 13.42平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月15日

◎世田谷区告示第126号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和3年2月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
グレイプスライ
フ用賀事業所
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区
用賀三丁目6番

3 事業者の名称	3号 SOMPOケア シニアライフサ ポート株式会社
4 廃止届受理年月日	令和3年1月22 日
5 サービスの種類	居宅介護支援

◎世田谷区告示第127号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和3年2月15日

世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	グレイプスライ フ千歳台事業所
2 事業所の所在地	東京都世田谷区 千歳台六丁目11 番55号
3 事業者の名称	SOMPOケア シニアライフサ ポート株式会社
4 廃止届受理年月日	令和3年1月22 日
5 サービスの種類	居宅介護支援

◎世田谷区告示第128号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和3年2月15日

世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	グレイプスライ フ用賀事業所
2 事業所の所在地	東京都世田谷区用 賀三丁目6番3号
3 事業者の名称	SOMPOケア株 式会社
4 指定年月日	令和3年3月1日
5 サービスの種類	居宅介護支援

◎世田谷区告示第129号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和3年2月15日

世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	グレイプスライ フ千歳台事業所
2 事業所の所在地	東京都世田谷区千 歳台六丁目11番55 号
3 事業者の名称	SOMPOケア株 式会社
4 指定年月日	令和3年3月1日
5 サービスの種類	居宅介護支援

◎世田谷区告示第130号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月16日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	28-1
2 変更の区間	世田谷区宇奈根二丁目196番ロの 内から192番の内まで
3 変更の区域	延長 43.44メートル 幅員 0.62メートルから 0.63メートルまで 面積 27.29平方メートル
4 供用開始の期日	令和3年2月16日

◎世田谷区告示第131号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月16日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号	45-G074
2 変更の区間	世田谷区宇奈根二丁目192番の内
3 変更の区域	延長 27.78メートル 幅員 0.62メートルから 0.63メートルまで 面積 17.53平方メートル
4 供用開始の期日	令和3年2月16日

◎世田谷区告示第132号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年2月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月16日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号	21-G132
2 一部を廃止する起終点	(旧)世田谷区松原一丁目1778番4 地先無番から1778番18地先無 番まで (新)世田谷区松原一丁目1778番4 地先無番から11番33地先無番 まで
3 廃止の期日	令和3年2月16日

◎世田谷区告示第133号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和3年2月17日

1 事業所の名称	世田谷区長 保坂展人 こかげケアプラン ニング
2 事業所の所在地	東京都世田谷区世 田谷四丁目1番11 号テラス世田谷B 101
3 事業者の名称	一般社団法人地域 介護支援
4 指定年月日	令和3年3月1日
5 サービスの種類	居宅介護支援

◎世田谷区告示第134号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和3年2月17日

世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	克歩訪問看護ステ ーション
2 事業所の所在地	東京都世田谷区世 田谷一丁目32番6 号1階
3 事業者の名称	医療法人社団さく ら会
4 指定年月日	令和3年3月1日
5 サービスの種類	居宅介護支援

◎世田谷区告示第135号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月17日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号	41-17
2 変更の区間	世田谷区北鳥山一丁目966番29
3 変更の区域	延長 17.95メートル 幅員 0.75メートル 面積 13.48平方メートル
4 供用開始の期日	令和3年2月17日

◎世田谷区告示第136号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年2月17日

世田谷区長 保坂展人

1 指定変更番号	第2861号
2 指定変更年月日	令和3年2月16日
3 指定変更の位置	世田谷区上野毛四 丁目303番1の一部、11の一部
4 道路の幅員	4.00メートル
5 道路の延長	31.15メートル
6 申請者氏名	株式会社オープン ハウス・ディベロッ

世田谷区公報

プメント
代表取締役 福岡
良介

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和3年2月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

- 3215番2まで
- 3 変更の区域
 - 延長 12.02メートル
 - 幅員 0.02メートルから0.04メートルまで
 - 面積 0.41平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月22日

◎世田谷区告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年2月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
31-4
- 2 変更の区間
世田谷区豪徳寺一丁目2007番19から2007番18まで
- 3 変更の区域
 - 延長 8.36メートル
 - 幅員 0.48メートルから0.60メートルまで
 - 面積 4.68平方メートル

令和3年2月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂二丁目352番1の内
- 3 変更の区域
 - 延長 13.92メートル
 - 幅員 0.47メートルから0.54メートルまで
 - 面積 6.86平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月19日

◎世田谷区告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷六丁目794番47の内
- 3 変更の区域
 - 延長 5.09メートル
 - 幅員 0.01メートルから0.03メートルまで
 - 面積 0.11平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月22日

◎世田谷区告示第138号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）第2条の2の規定に基づき告示する。

令和3年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称
世田谷区立兵庫島公園
- 2 位置
東京都世田谷区玉川三丁目2番1号
- 3 区域
別紙案内図のとおり
- 4 変更の期日
令和3年2月18日

◎世田谷区告示第141号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和3年2月19日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第142号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和3年2月22日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
26-4
- 2 供用開始の区間
世田谷区南烏山二丁目381番90から381番98まで
- 3 供用開始の区域
 - 延長 65.09メートル
 - 幅員 4.00メートルから4.02メートルまで
 - 面積 265.67平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月24日

別紙省略

◎世田谷区告示第139号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-D577-07
- 2 変更の区間
世田谷区太子堂二丁目364番9
- 3 変更の区域
 - 延長 3.59メートル
 - 幅員 0.85メートルから0.95メートルまで
 - 面積 3.35平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月19日

◎世田谷区告示第143号

世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号。以下「条例」という。）第7条の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告に関する期限を次のように延長する。

令和3年2月22日

世田谷区長 保坂展人

条例第23条の規定により特別区民税の申告を区長に行わなければならない者に係る当該申告に関する期限は、令和3年4月15日まで延長する。

◎世田谷区告示第144号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-D500-01
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘四丁目3215番5から

◎世田谷区告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を次のように廃止する。

この関係図面は、令和3年2月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月24日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
56-7
- 2 供用廃止の区間
世田谷区南烏山二丁目381番50地

◎世田谷区告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条

先無番から381番50の内まで

3 供用廃止の区域
 延長 73.94メートル
 幅員 3.93メートルから
 4.02メートルまで
 面積 295.04平方メートル

4 供用廃止の期日
 令和3年2月24日

◎世田谷区告示第148号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。
 この関係図面は、令和3年2月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年2月24日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 40-1

2 変更の区間
 世田谷区船橋一丁目123番12の内

3 変更の区域
 面積 6.40平方メートル

◎世田谷区告示第149号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年2月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年2月24日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区松原一丁目115番1の内

3 変更の区域
 延長 10.06メートル
 幅員 0.61メートルから
 0.63メートルまで
 面積 6.31平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年2月24日

◎世田谷区告示第150号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年2月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年2月24日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区松原一丁目121番10の内

3 変更の区域
 延長 15.99メートル
 幅員 0.63メートルから
 0.65メートルまで
 面積 10.35平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年2月24日

◎世田谷区告示第151号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年2月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年2月25日
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
 13-D087-07

2 変更の区間
 世田谷区下馬四丁目26番43の内

3 変更の区域
 延長 5.86メートル
 幅員 0.65メートルから
 0.68メートルまで
 面積 3.94平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年2月25日

◎世田谷区告示第152号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年2月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年2月25日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 28-1

2 変更の区間
 世田谷区駒沢二丁目980番24の内から982番2の内まで

3 変更の区域
 延長 14.78メートル
 幅員 0.63メートル
 面積 9.41平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年2月25日

◎世田谷区告示第153号
 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。
 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。
 令和3年2月25日
 世田谷区長 保坂展人

1 指定取消番号 第2859号

2 指定取消年月日 令和3年2月24日

3 指定取消の位置 世田谷区上北沢三丁目858番5の一部

4 道路の幅員 4.00メートル

5 道路の延長 12.39メートル

6 申請者氏名 株式会社あさひハウジングセンター 代表取締役 高村明彦

◎世田谷区告示第154号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条

の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年2月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年2月25日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 36-5

2 変更の区間
 世田谷区上北沢一丁目846番13の内

3 変更の区域
 延長 19.59メートル
 幅員 0.87メートルから
 0.90メートルまで
 面積 19.63平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年2月25日

◎世田谷区告示第155号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年2月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年2月25日
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
 22-D047-10

2 変更の区間
 世田谷区上北沢一丁目846番13の内

3 変更の区域
 延長 23.88メートル
 幅員 0.50メートルから
 0.86メートルまで
 面積 17.08平方メートル

4 供用開始の期日
 令和3年2月25日

◎世田谷区告示第156号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和3年2月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和3年2月25日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 (1) 28-1
 (2) 28-1

2 変更の区間
 (1) 世田谷区南島山六丁目1788番21の内から1788番14の内まで
 (2) 世田谷区南島山六丁目1788番11の内

3 変更の区域
 (1) 延長 10.70メートル
 幅員 0.00メートルから
 0.21メートルまで
 面積 1.74平方メートル
 (2) 延長 1.32メートル

令和3年2月26日

幅員 0.00メートルから
0.18メートルまで
面積 0.12平方メートル
4 供用開始の期日
令和3年2月25日

◎世田谷区告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和3年2月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区南烏山六丁目1788番14の内
- 3 変更の区域
延長 0.08メートル
幅員 0.21メートル
面積 0.01平方メートル

◎世田谷区告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区南烏山六丁目1785番88の内
- 3 供用開始の区域
延長 0.24メートル
幅員 0.18メートル
面積 0.04平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月25日

◎世田谷区告示第159号

区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和3年2月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
23-Z056
- 2 位置
世田谷区船橋一丁目317番6地先無番から318番14地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和3年2月26日

◎世田谷区告示第160号

公共物を次のように設置したので、世田

谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和3年2月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
23-Z062
- 2 位置
世田谷区船橋一丁目317番10地先無番から318番14地先無番まで
- 3 用途
区管理水路

◎世田谷区告示第161号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和3年2月26日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区羽根木二丁目1729番33
- 3 変更の区域
延長 5.83メートル
幅員 0.56メートルから
0.61メートルまで
面積 3.45平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和3年2月26日

◎世田谷区告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上祖師谷四丁目1148番2の内
- 3 変更の区域
延長 9.46メートル
幅員 0.16メートルから
0.17メートルまで
面積 1.62平方メートル
- 4 供用開始の期日

◎世田谷区告示第164号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和3年2月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号
第2862号
- 2 指定変更年月日
令和3年2月25日
- 3 指定変更の位置
世田谷区祖師谷四丁目311番1の一部
- 4 道路の幅員
4.12メートル
- 5 道路の延長
1.60メートル
- 6 申請者氏名
安藤 武士

公 告

◎世田谷区公告第6号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第11条第1項の規定により事業計画を公衆の縦覧に供するので、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）第1条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年2月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業計画に係るマンションの名称及びその敷地の区域
二子玉川第2スカイハイッ
東京都世田谷区玉川一丁目1937番44
- 2 縦覧の開始の日
令和3年2月3日
- 3 縦覧の場所
世田谷区都市整備政策部居住支援課
- 4 縦覧の時間
午前8時30分から午後5時まで

◎世田谷区公告第7号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているので公告する。

令和3年2月10日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区公告第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年2月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画道路事業補助線街路第52号線

2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第9号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和3年2月15日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名の名称
東京都世田谷区等々力一丁目78番21 78番21先無番の一部 78番23	東京都新宿区西新宿三丁目13番5号 株式会社フォーユー代表取締役 内藤篤美

◎世田谷区公告第10号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和3年2月16日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名の名称
東京都世田谷区玉川台一丁目210番15	東京都世田谷区玉川台一丁目9番15号 鈴木 堅之

◎世田谷区公告第11号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和3年2月16日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名の名称
東京都世田谷区尾山台一丁目87番1の一部 87番7	東京都港区芝五丁目34番6号 株式会社コスモスイニシア 代表取締役 高智亮大朗

◎世田谷区公告第12号
世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。
令和3年2月17日

世田谷区長 保坂展人
1 地区街づくり計画の名称
千歳烏山駅周辺地域地区街づくり計画
2 地区街づくり計画を定める土地の位置及び区域
世田谷区南烏山二丁目、南烏山四丁目、南烏山五丁目、南烏山六丁目、上祖師谷一丁目、粕谷四丁目、給田二丁目及び給田三丁目各内地
3 地区街づくり計画の案の縦覧場所
世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課
4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和3年2月17日から同年3月3日まで
5 意見書の提出先
世田谷区烏山総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第13号
世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。
令和3年2月17日
世田谷区長 保坂展人

1 地区街づくり計画の名称
千歳烏山駅北口地区地区街づくり計画
2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
変更する部分
世田谷区南烏山四丁目及び南烏山六丁目各内地
3 地区街づくり計画の案の縦覧場所
世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課
4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和3年2月17日から同年3月3日まで
5 意見書の提出先
世田谷区烏山総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第14号
世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第16条において準用する同条例第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の変更の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その変更の案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の変更の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和3年2月17日
世田谷区長 保坂展人
1 地区街づくり計画の名称
南烏山五丁目補助216号沿道地区地区街づくり計画
2 地区街づくり計画を変更する土地の位置及び区域
変更する部分
世田谷区南烏山五丁目内地
3 地区街づくり計画の案の縦覧場所
世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課
4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和3年2月17日から同年3月3日まで
5 意見書の提出先
世田谷区烏山総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第15号
都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和3年2月17日
世田谷区長 保坂展人

1 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画道路事業補助線街路第128号線
2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第16号
都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
令和3年2月17日
世田谷区長 保坂展人

1 都市計画事業の種類及び名称
東京都市計画道路事業補助線街路第212号線
2 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第17号
開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和3年2月17日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名の名称
----------------------	---------------------

東京都世田谷区 上野毛四丁目 303番1 303番11	東京都千代田区 丸の内二丁目4番1 号 株式会社オープンハ ウス・ディベロップ メント 代表取締役 福岡 良介
--------------------------------------	--

◎世田谷区公告第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和3年2月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画千歳烏山駅周辺地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
世田谷区南烏山四丁目、南烏山五丁目及び南烏山六丁目各地下
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間
令和3年2月17日から同年3月3日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第19号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和3年2月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画地区計画南烏山五丁目補助216号沿道地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
変更する部分
世田谷区南烏山五丁目地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間

令和3年2月17日から同年3月3日まで

- 5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和3年2月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画高度地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
19m第2種高度地区
世田谷区南烏山四丁目、南烏山五丁目及び南烏山六丁目各地下
45m第2種高度地区
世田谷区南烏山四丁目及び南烏山五丁目各地下
第3種高度地区
世田谷区南烏山四丁目及び南烏山五丁目各地下
追加する部分
19m第2種高度地区
世田谷区南烏山五丁目地内
28m第2種高度地区
世田谷区南烏山四丁目地内
28m第3種高度地区
世田谷区南烏山四丁目及び南烏山六丁目各地下
31m第3種高度地区
世田谷区南烏山四丁目及び南烏山五丁目各地下
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間
令和3年2月17日から同年3月3日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧

期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和3年2月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
東京都市計画防火地域及び準防火地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
防火地域
世田谷区南烏山四丁目地内
準防火地域
世田谷区南烏山五丁目地内
追加する部分
防火地域
世田谷区南烏山五丁目地内
準防火地域
世田谷区南烏山四丁目地内
- 3 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間
令和3年2月17日から同年3月3日まで
- 5 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第22号

不動産の最高価申込者等決定の公告
公売財産の最高価申込者等を別紙のとおり決定したので、地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第6項及び国税徴収法（昭和34年法律第147号）第106条第2項の規定により、公告する。

令和3年2月19日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区公告第23号

令和3年2月15日世田谷区公告第9号の一部を次のように訂正する。

令和3年2月24日

世田谷区長 保坂展人

公告中「東京都新宿区西新宿三丁目13番5号」を「東京都新宿区宿三丁目13番5号」に訂正する。

◎世田谷区公告第24号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年2月24日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区喜多見八丁目2043番	東京都世田谷区喜多見八丁目23番11号

2044番	榎本 謙
2045番1の一部	榎本 義明
2045番3	

◎世田谷区公告第25号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和3年2月24日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区成城七丁目 868番1 868番10 868番11	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 野村不動産株式会社 代表取締役 宮嶋 誠一

◎世田谷区公告第26号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和3年2月25日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区上北沢三丁目 858番1 858番1先無番の一部 858番1先無番先無番の一部 858番1先無番先無番先無番の一部 858番7 858番8 858番9 858番10 858番11 858番12 858番13 858番14	神奈川県横浜市西区南軽井沢5番地1 株式会社あさひハウジングセンター 代表取締役 高村 明彦

◎世田谷区公告第27号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により認定を取り消した建築物について、同条第4項の規定により次のとおり公告する。
令和3年2月26日
世田谷区長 保坂展人

- 認定取消年月日及び認定取消番号
令和2年2月16日付第R02認定0025号
- 一団地の区域（地名地番）
世田谷区船橋二丁目58番18ほか
- 建築物の名称

社会福祉法人東京有隣会有隣病院
4 認定を取り消した認定番号及び認定年月日
認定番号 第H28認定0003号
認定年月日 平成28年5月25日

告 示（選）

◎世田谷区選挙管理委員会告示第1号
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第

21号。以下「条例」という。）第3条から第5条までの規定に基づき、会計年度任用職員（条例第1条に規定する会計年度任用職員をいう。）の報酬の額を定め、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年1月世田谷区規則第3号）第4条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年2月15日
世田谷区選挙管理委員会

職名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
選挙事務補助	日額	3,794円	758円	4,552円

備考 地域手当に相当する報酬とは、条例第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの勤務の実績に対する報酬の支給について適用する。

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第2号
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第7回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和3年2月15日
世田谷区農業委員会会長
穴戸 幸男

- 開催日時 令和3年2月22日（月）
午後3時00分
- 開催場所 世田谷区役所第2庁舎5階第5委員会室
- 審議事項
 - 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - 第3号議案 その他の事項について

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--